

令和7年度 守口市特別会計後期高齢者医療事業予算

令和 7 年度守口市特別会計後期高齢者医療事業予算

令和 7 年度守口市の特別会計後期高齢者医療事業の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 2,818,000 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 214 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表 債務負担行為」による。

令和 7 年 2 月 19 日提出

守口市長 瀬 野 憲 一

第1表 歳入歳出予算

歳 入		(単位：千円)
款	項	金 額
1 後期高齢者医療保険料		1, 9 6 3, 0 9 9
	1 後期高齢者医療保険料	1, 9 6 3, 0 9 9
2 使用料及び手数料		8 2
	1 手数料	8 2
3 繰入金		8 2 1, 6 4 3
	1 一般会計繰入金	8 2 1, 6 4 3
4 繰越金		3 2, 2 0 0
	1 繰越金	3 2, 2 0 0
5 諸収入		9 7 6
	1 雑入	4 9 1
	2 延滞金、加算金及び過料	4 8 5
歳 入	合 計	2, 8 1 8, 0 0 0

歳 出		(単位：千円)
款	項	金 額
1 総務費		2, 8 1 0, 8 0 0
	1 総務管理費	1 0 6, 2 0 6
	2 後期高齢者医療広域連合納付金	2, 7 0 4, 5 9 4
2 諸支出金		4, 2 0 0
	1 償還金及び還付加算金	4, 2 0 0
3 予備費		3, 0 0 0
	1 予備費	3, 0 0 0
歳 出	合 計	2, 8 1 8, 0 0 0

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
後 期 高 齢 者 医 療 シ ス テ ム 改 修 業 務 委 託 事 業	令和8年度まで	1,716 千円